

福島県消費者ネットワーク（仮称）会則（案）

（名称）

第1条 この会の名称は、「福島県消費者ネットワーク」という。略称をFCネット（Fukushima consumers Network）とする。（以下「FCネット」という）

事務局は、福島市宮町3番14号労金ビル4F「福島県生活協同組合連合会」内におく。

（会の目的）

第2条 この会は、消費者の権利の確立と暮らしを守り、地方における消費者行政の充実強化をめざし、福島県内の消費者組織の協力と連絡をはかり、消費者運動を促進することを目的とする。

（事業）

第3条 前条の目的を達成するため、県内の関連する諸問題や制度及び消費者運動の進め方等について、調査研究、情報の交換及び連絡活動を行うとともに、全国消費者団体連絡会との連携を行う。

（会員）

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する福島県内で活動する消費者組織で構成する。

（個人会員）

第5条 この会の目的に賛同する個人は、個人賛助会員となることができる。

（運営）

第6条 この会の運営機関として、全体会議と運営委員会を設ける。

（全体会議）

第7条 全体会議は、正会員並びに連絡会員の代表1名によって構成し、年1回以上開催する。全体会議においては、①消費者運動を巡る状況とFCネットの課題の検討②年度の活動報告と方針③年度の決算と予算を審議する。

（運営委員会）

第8条 運営委員会は、全体会議の決定にもとづき、付託または委任された事項を執行する。運営委員会は、正会員から指名された委員数名で構成し、必要に応じて随時開催する。

（代表・副代表・事務局長）

第9条 この会に代表1名、副代表若干名、事務局長1名を置き、運営委員会において互選し、全体会議で任命する。

2 任期は1年とし、再任を妨げない。

3 運営委員会ならびに全体会議の招集は、代表が行なう。

4 代表は全体会議の決定に従って、FCネットの活動を統括し、この会を代表する。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

6 事務局長は、代表の指示に従い、FCネットの事務全般を司る。

（財政）

第10条 この会の財政は、費用弁済方式とし、かかる費用について、会員で相応に負担し合う。

（委任）

第 11 条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

(会則の改廃)

第 12 条 この会則の改廃は、全体会議で行う。

(付則)

1. この会則は、2009 年 月 日より施行する。